

一般社団法人ビューティデザイン協会基金取扱規程

(目的)

第1条 一般社団法人ビューティデザイン協会(以下「この法人」という。)の基金の適正かつ有効な運用に関し必要な事項を定める。

(基金の管理及び運用)

第2条 基金の管理・運用はこの法人の理事会が行う。

(対象事業)

第3条 基金は、この法人の定款第4条に定める事業を実施するために利用する。

(積み立て)

第4条 基金は、この法人の流動資産及び個人または法人からの拠出金から積み立てる。

2. 前項の基金への積み立ては理事会の承認を経て行うものとする。なお、基金は特別会計にて取り扱うものとする。

(取り崩し)

第5条 基金は、定款第4条に定める事業を実施するために、その全部または一部を取り崩すことができる

2. 前項の取り崩しは、収支予算に基づいて、理事会の承認を得て行うものとする。
3. 基金は、定款第4条に定める事業以外には取り崩してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事が半数以上出席した理事会において、その3分の2以上の同意を得て、その一部の身を取り崩し、利用することができる。

(基金の利用実績及び財務状況の報告)

第6条 予算に基づいて支出された基金の利用実績及び財務状況について、年1回定時社員総会において報告しなければならない。

(基金の返還)

第7条 基金は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、正会員の総議決数の3分の2以上の議決による解散のときまで、基金をその拠出者に返還しないものとする。

(基金の利息)

第8条 この基金の返還に係る債権には、利息をつけない。

(規定の改廃)

第9条 この規定を改正または廃止する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成26年8月25日から施行する。

以上

平成26年8月25日

上記基金取扱規定はこの法人の現行の基金取扱規定に相違ありません。

一般社団法人ビューティデザイン協会
代表理事 中川登紀子